

新型コロナワクチン接種(オミクロン株対応)のお知らせ

10月より新型コロナワクチン接種(オミクロン株対応ワクチン)を実施いたします。対象の方に、個別にご案内いたしますので、接種をご希望の方は、お申し込みください。

■接種対象者 小平町に住所を有する(コロナワクチン接種を)2回以上完了した12歳以上の方。

■接種時期 前回(直近)の接種から5か月の間隔をあけて接種を行う。

■10月の接種日程

小平町文化交流センター		鬼鹿診療所(群来る内)	
接種日	前回(直近の)接種日	接種日	前回(直近の)接種日
10月8日(土)	3月中旬まで	祝日を除く 水曜日・金曜日	4月中旬頃まで
10月22日(土)	3月下旬～4月中旬頃		

※上記以降の日程については、ワクチンの入荷状況により、順次ご案内いたします。

5歳～11歳のお子様の保護者の方へ【新型コロナワクチン接種(3回目)のお知らせ】

5歳から11歳のお子様も、3回目接種が受けられるようになりました。

■接種対象者 1～2回目接種を完了した5～11歳のお子様。

■接種間隔 1～2回目の接種を完了し5か月以上、間隔を空けて接種します。

*対象となる方へ、準備が整い次第個別にご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。

なお、初回接種(1～2回目)をご希望の方は、下記までご相談ください。

◎問い合わせ先 保健福祉課健康づくり係(内線276・277)

地域おこし協力隊公式SNSを開設しました!

協力隊の活動や町の魅力等を発信する公式SNSアカウント(Instagram)を開設しました!これから様々なことを発信していく予定ですので、ぜひチェックしてみてください!



OBIRA.KYORYOKUTAI

任期満了に伴う小平町長選挙は

10月30日(日)

が投票日です。

告示日は10月25日です。

小平町商工業事業継続緊急支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障を来している町内の商工業者等の事業継続を支えるため、小平町商工業事業継続緊急支援金を次のとおり支給します。

■対象者

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する方であって、町内に本店を有する法人または、主たる事業所を有する個人で、営業の実体がある方。ただし、主たる売上が農業および漁業によるものではないこと。
- ②支給対象者に町税等の滞納が無い方。ただし、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている町税等については、この限りではない。
- ③上記対象者で、次年度以降も事業を継続する方。

■支給金額

1件当たり10万円

■申請方法

経済課へ下記の書類を提出してください。

①支給申請書および確約書

(町ホームページでダウンロード可能なほか、経済課・各支所、小平町商工会に備え付けています)

②個人事業者→令和3年分確定申告書第一表(控え)の写し

法人事業者→直前の事業年度の確定申告書別表一(控え)の写し

新規事業者→個人事業の開業届出書の写しまたは法人設立届書の写し

③払込口座確認書類(預金通帳等の写し)

④その他町長が必要と認める書類

■申請期限

令和4年10月3日～令和4年11月30日(消印有効)

◎問い合わせ先 経済課商工水産係(内線222・223)